

令01原機（科保）070
令和2年1月17日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、令和元年8月9日付け令01原機（科保）022をもって申請し、令和元年11月15日付け令01原機（科保）053をもって補正した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請を別紙のとおり補正いたします。

補正の内容及び補正を必要とする理由

令和元年8月9日付け令01原機(科保)022をもって申請し、令和元年11月15日付け令01原機(科保)053をもって補正した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書を次のとおり補正する。

1. 補正の内容

変更認可申請書の別紙のうち、「2. 変更の理由」について、次のとおり補正する。

「(1) 東海第二発電所防潮堤設置工事に伴う周辺監視区域変更」のうち、「作業エリアを確保するため。」の次に「なお、法令に定める周辺監視区域について講ずべき措置に関しては、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構と日本原子力発電株式会社との「周辺監視区域等の使用に関する覚書」に基づき、引き続き実施する。また、今回の周辺監視区域変更に伴い変更する周辺監視区域境界付近において、周辺監視区域に業務上立ち入る者が受ける原子力科学研究所の施設からの実効線量が1年間につき1mSvを超えるおそれのないことを、原子炉設置変更許可申請書及び核燃料物質使用変更許可申請書の計算条件及び計算方法を用い、確認している。」を加える。

2. 補正を必要とする理由

法令に定める周辺監視区域について講ずべき措置に関して、引き続き日本原子力発電株式会社とともに適切に実施する旨を明確化するため。また、今回の周辺監視区域変更に伴い変更する周辺監視区域境界付近において、実効線量が1年間につき1mSvを超えるおそれのないことを確認した旨を明確化するため。

以上